

(別記1)

### 委託料の支払い額

以下記載の範囲内において、委託料を支払うこととする。

(消費税及び地方消費税を除く)

#### 1. 全業務実施分

(対象) ①仕様書「4(1)①～⑥」のポータルサイトから受付けた寄附額  
②ポータルサイトを經由せず受付けた寄附額

◆固定的経費に対する委託料:

委託料	2,000,000～ 10,000,000円
-----	---------------------------

※上記委託料は、四半期ごとに4分の1ずつ支払うこととする。

請求書は、受託者にて任意様式で作成し、市に提出すること。

提出後、30日以内に支払うこととする。

◆変動的経費に対する委託料:

委託料率	2.0%～4.0%
------	-----------

※対象となる寄附額から4億円を差し引いた額に、上記委託料率を乗じた金額を支払う。

※請求時期については、受託者に一任する。

請求書は、受託者にて任意様式で作成し、市に提出すること。

提出後、30日以内に支払うこととする。

#### 2. 一部業務実施分

(対象) ①仕様書「4(1)⑦、⑧」のポータルサイトから受付けた寄附額

◆変動的経費に対する委託料:

委託料率	0.5%～1.0%
------	-----------

※対象となる寄附額に上記委託料率を乗じた金額を支払う。

※請求時期については、受託者に一任する。

請求書は、受託者にて任意様式で作成し、市に提出すること。

提出後、30日以内に支払うこととする。

#### 3. 補足

(1) 本業務委託での寄附金額は、原則、寄附者が返礼品を選択されて寄附した場合

の寄附額を指す。災害支援や返礼品辞退など、返礼品選択を伴わない寄附においては、委託料の算出対象となる寄附金額にはならない。

- (2) 業務期間中に新規に追加したポータルサイトの委託料は、当該ポータルサイト提供事業者と市が結ぶ契約の内容を踏まえ、上記1及び2どちらかの委託料を市が選択する。